# 緊急経済対策住宅等リフォーム促進事業

平成25年4月1日より、「緊急経済対策住宅等リフォーム事業」を実施します。これから当事業に該当する工事を行う予定の方は事業の利用をお願いします。**ただし、予算が無くなり次第締め切りとさせていただきます。** 

# 事業概要

住宅又は店舗等の修繕、改修等の工事に要する経費の一部を補助します。(補助金の交付は1回限り)

- ・ 補助対象経費(消費税及び地方消費税を除く)の10%(1件あたり20万円以上)
- · 最高限度額 15 万円

# 申請できる者

市内に在する住宅又は店舗等(その他これらに類する建物)を所有し、居住又は事業 の用に供している方

住宅の所有者の配偶者又は一親等の血族若しくは姻族の方(申請者が居住している こと。その場合は戸籍抄本の添付が必要。)

過去に「小林市住宅リフォーム促進事業費補助金」の交付を受けていない方 市の他の制度(介護保険:住宅改修、福祉:高齢者住宅改造、生活環境課:合併浄 化槽設置、管財:耐震工事)による助成を受けていない方 市税等を完納している方

#### 対象となる工事

工事の種類は下記のとおり。

- ・ 修繕又は改修のための工事
  - (例)雨漏り、住宅設備(キッチン、浴室等の水周り)の取替え 増築、改築、太陽光発電の設置等のオール電化工事 バリアフリー対応工事
- ・ 壁紙等の張替え、屋根、外壁の塗り替え等の模様替え工事
- ・ 住宅等に附属する車庫の設置、修繕又は改修工事
- ・ 住宅等の防犯機能の付加又は強化のための工事
- ・ 畳の張替え、ふすま、障子の交換
- 防犯機能を高めるためのフェンス、塀、門の工事
- ・ 排水管と公共下水道管を接続する工事
- ・ 平成26年3月31日までに工事が完了し、代金支払いができること

# 対象とならない工事

- ・ 申請前及び補助金交付決定前に着工した場合の工事
- ・ 世間一般的に考えて度を過ぎた贅沢な飾り門
- ・ 工事を伴わない備品的な家具や調理台等
- ・ 住居等の新築工事から1年未満の改修工事及び附帯構築物の設置工事
- ・ 店舗用駐車場の舗装のみの工事
- ・ 広告看板等の設置
- ・ 工事機械、工具等の購入

# 工事を行う業者の要件

市内に住所若しくは本店(主たる営業所)を有する法人、又は市内に住所を有する個人で主 として対象となる工事を行っているもの

#### 申請時に準備するもの

- ・ 緊急経済対策小林市住宅等リフォーム促進事業補助金交付申請書
- · 市税完納証明書
- ・ 家屋登記事項証明書又は固定資産課税台帳の写し
- ・ 工事見積書及び平面図
- ・ 工事予定建物の現況及び工事施工予定個所の写真
- ・ 工事者の建設業登録、法人登録の写し

## 申請から補助金支払いまでの流れ

【工事開始前】

申請書提出

書類審査

「決定通知書」発送
「決定通知書」受理

「決定通知書」受理

工事開始

【工事終了後】

「工事完了届」提出
「確定通知書」発送
「確定通知書」受理

請求書等提出

補助金支払い

# 問合せ先

小林市役所 商工観光課 TEL: 0 9 8 4 - 2 3 - 1 1 7 4

FAX: 0 9 8 4 - 2 2 - 4 1 7 7 (代表)

Mail: k\_syoukan@city.kobayashi.lg.jp

小林市 リフォーム

検索★